

### 3 漁港を使用するときの具体的な申請手続のしかた

1 通の申請書で申請できるのは、1日単位と連続した期間の2通りです。

最長1年間まで申請できます。

- ・ 指定施設 : 年度をまたいで使用することができます。
- ・ 指示施設 : 年度内の使用期間となります。

市町村への申請期日

- ・ 月の1日以降に使用したい → 前月の1日～15日までに申請してください
- ・ 月の16日以降に使用したい → 前月の1日～末日までに申請してください

15日又は末日（申請期日）が閉庁日の場合は翌開庁日が期日になります。  
申請書は、これらの期日を過ぎると受理できませんので、ご注意ください。

#### 使用者の決定

次の審査基準により使用者を決定します。

- ① 「漁港に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者」から申請があった場合は許可しません。
- ② 損害賠償保険に加入している者など、市町村長が認める正当な理由に該当する項目の多い者を優先に許可します。
- ③ 許可隻数を上回る場合、②による許可後、抽選を行います。抽選は公開しますので、立会を希望される方は、申請先の市町村にお問い合わせください。

#### 申請に必要な書類（P6「申請書類一覧表」を参考にしてください）

- ・ 申請書の記載方法は、巻頭の「申請書記載例」を参照してください。
- ・ 漁港により、駐車場の確保が必要な場合があります。あらかじめ使用する漁港が所在する市町村にお問い合わせください。
- ・ 令和3年4月から、押印が廃止されました。申請書（添付書類除く）はあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができます（メールアドレスはP11～P14を参照してください）。  
ただし、添付書類は漁港が所在する市町村に持参若しくは郵送してください。  
また、従前どおり、申請書一式を持参若しくは郵送することもできます。

#### 添付書類が省略できる場合（船に変更のない場合）

- 年度内の同一市町村への2回目以降の申請  
申請先の市町村から既に許可を受けており、2回目以降の申請が年度内の場合、最初の申請に添付した全ての書類を省略できます。
- 年度を越えての省略  
次の条件により、船舟の写真・船舶検査証書の写し・船舟使用者の海技免状又は小型船舶操縦免許証の写しを、年度を越えて省略できます。
  - ・ 船舟の写真  
申請日から過去1年間に許可実績のある市町村への申請で、船舶番号や船舶検査済票等に変更がない場合。
  - ・ 船舶検査証書の写し、小型船舶操縦士免許証又は海技免状の写し  
申請日から過去1年間に許可実績のある市町村への申請で、船舶番号や船舶検査済票等に変更がなく、使用期間内に有効である場合。  
ただし、許可期間内に有効期間が満了する場合は、新たに交付を受けた船舶検査証書や小型船舶操縦士免許証又は海技免状の写しを提出する必要があります。

P9 「添付書類の省略について」を参照してください